

1 目的

本方針は、「いじめはどの子供にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、児童の尊厳を保持するとともに、児童自らが主体的に「いじめのない明るく楽しい学校づくり」に参画し、互いに尊重し合いながら生活できるようにしていくため、「天童市立荒谷小学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、早期対応等に向けて実効性ある具体的計画及び実施体制を示し、組織的に取り組むものとする。

2 いじめ防止のための組織

- ・「荒谷小いじめ防止対策委員会」

3 いじめ未然防止のための取り組み

- ・教職員が一人一人の児童の違いを受け止め、適切に支援していく
- ・児童の姿をみとり、話を聞き、子供が安心して相談できる関係性を築く
- ・全職員が全児童の担任であるという意識を持ち、日常的に情報を交換しながら指導支援を行う
- ・授業改善に取り組み、児童が能動的に思考し表現できるようにする
- ・児童会活動や学級会活動等で、児童が主体的に企画し取り組む活動を設け「自己有用感」を育てる
- ・学校だより等の通信をはじめ、懇談会や学校評議員会等においていじめ防止の取り組みを説明する
- ・PTA活動の柱である「親子あったか運動」の取り組みを地域内にも周知する

4 早期発見のための取り組み

- ・子供のサインを見逃さず情報交換に努める
- ・県「いじめアンケート」、本校「なかよしアンケート」、QU検査
- ・担任による個人面談、子供を語る会

5 早期対応のための取組

- (1) 迅速な報告と事実確認・組織的対応
・「生徒指導部会」「教育相談部会」「いじめ防止対策委員会」等で複数討議を持ち、当該組織が中心となり対応方針を決めるとともに詳細に記録を残す
- (2) 被害児童及び保護者への支援
- (3) 加害児童及び保護者への対応
- (4) 集団への働きかけ
- (5) いじめの解消
・①少なくとも3ヶ月以上それに係る行為が止んでいること②被害児童が心身の苦痛を感じていないことの要件を満たすことを前提とする
- (6) ネットいじめへの対応

6 教育的課題等から配慮すべき児童への対応

- ・特に配慮が必要な児童については学校教育全体を通して日常的に特性を踏まえた支援を積み重ねる

7 重大事態への対処

- (1) 調査組織の設置・調査の実施
- (2) いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供
- (3) 調査結果を随時教育委員会に報告
- (4) 調査結果を踏まえた必要な措置
- (5) 外部機関との連携

8 校内研修

- ・いじめ理解・学級経営に関する校内研修を位置づける

9 学校評価

- ・学校評価においていじめ防止に係る取り組みについて評価し、改善を図る

10 その他

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る